

新型コロナウイルス感染症における対応について

東近江市教育委員会学校教育課

令和3年1月14日現在

学校において感染者、濃厚接触者が発生した場合等の対応については、11月に提示していましたが、今後は以下のとおりの対応を基本とします。

児童生徒及び教職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合について

※お子様やご家族が感染者・濃厚接触者となった場合は必ず学校にご連絡ください。

感染者の確認・学校の認知

児童生徒や教職員の感染が確認された場合は、本人・保護者から、また関係機関を通じて学校に連絡が入ります。

感染者・濃厚接触者の「出席停止」

児童生徒・教職員が感染者、もしくは濃厚接触者に特定された場合には、当該学校において、本人に対し「出席・出勤停止」とします。

※「出席・出勤停止」の期間

- ・感染者については、医師が判断する期間
- ・濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日からおよそ2週間

※家族が濃厚接触者と特定された場合（本人は該当しない）

- ・健康観察を強化して登校・勤務を継続
- ・発熱等のため保護者の申し出により出席・出勤停止措置は可

「学級閉鎖」等の実施

感染者が特定された場合、当該学校の「学級閉鎖」等を実施し、行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査、消毒を行います。

- ・保健所や学校医の助言を受けながら、感染の状況により「学級閉鎖」「学年閉鎖」「臨時休校」を判断します。
- ・必要に応じて学校からの文書やメール、市のホームページでお知らせします。

【感染エリアの消毒作業】

「学級閉鎖」等期間中に、保健所と連携して感染者が活動した範囲の施設と物品を消毒します。

学校（授業）の再開

濃厚接触者等のPCR検査の結果が全て陰性となった場合、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を再開します。